(2)　タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された燃料油等による汚染により生ずる燃料油条約の締約国である外国の領域内又は燃料油条約第二条(a)(ii)に規定する水域内における損害

(3)　(1)又は(2)に掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害

(七)　この法律において「難破物除去損害」とは、我が国の領域内若しくは排他的経済水域内又は難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定により通告を行つたものの領域内若しくは難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内における難破物の位置の特定等に要する費用の負担により生ずる損害をいい、タンカー油濁損害又は一般船舶等油濁損害に該当するものを除くものをいうこととした。(第二条関係)

4　一般船舶等油濁損害賠償責任及び責任の制限

(一)　一般船舶等油濁損害が生じたときは、船舶所有者等は、連帯してその損害を賠償する責任を負うこととした。(第三九条第一項関係)

(二)　燃料油条約の規定により管轄権を有する外国裁判所が一般船舶等油濁損害の賠償の請求の訴えについてした確定判決は、その効力を有することとした。(第三九条第二項関係)

(三)　一般船舶等油濁損害の賠償の責任を負う船舶所有者等の責任の制限については、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の定めるところによることとした。(第四〇条関係)

5　一般船舶等油濁損害賠償保障契約等

(一)　一般船舶等油濁損害が生じたときは、船舶所有者等は、一般船舶等油濁損害賠償保障契約が締結されていなければ航海に従事してはならない船舶の範囲を拡大することとした。(第四一条及び第四二条関係)

(二)　一般船舶等油濁損害の被害者は、当該賠償責任を有する者と保障契約を締結する保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができることとした。(第四三条関係)

6　難破物除去損害賠償責任

(一)　難破物除去損害が生じたときは、船舶所有者は、その損害を賠償する責任を負うこととした。(第四七条関係)

(二)　(一)の規定に基づく訴えは、難破物が我が国の領域内又は排他的経済水域内において生じたときは、日本の裁判所に提起することができることとした。(第四八条関係)

7　難破物除去損害賠償保障契約等

(一)　難破物除去損害賠償保障契約が締結されていなければ、タンカー又は一般船舶（いずれも総トン数が三〇〇トン以上のものに限る。以下「第一種特定船舶」という。）で日本国籍を有するものは、全ての航海に従事させてはならないこととし、一般船舶（総トン数が一〇〇トン以上三〇〇トン未満のものに限る。以下「第二種特定船舶」という。）で日本国籍を有するものは、国際航海に従事させてはならないこととした。(第四九条第一項関係)

(二)　難破物除去損害賠償保障契約が締結されていなければ、日本国籍を有しない第一種特定船舶及び第二種特定船舶は、本邦内の港に入港等してはならないこととした。(第四九条第二項関係)

(三)　難破物除去損害賠償保障契約は、難破物除去損害の賠償により船舶所有者に生ずる損害を塡補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約とすることとした。(第五〇条関係)

(四)　難破物除去損害の被害者は、当該賠償責任を有する者と保障契約を締結する保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができることとした。(第五一条関係)

8　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、燃料油条約及び難破物除去条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇食品ロスの削減の推進に関する法律（法律第一九号）（消費者庁）

1　総則

(一)　この法律の目的、用語の定義、関係者の責務等を定めることとした。(第一条～第七条関係)

(二)　国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならないこととした。(第八条関係)

(三)　国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設けることとし、食品ロス削減月間は、一〇月とし、特に同月三〇日を食品ロス削減の日とすることとし、並びに国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとすることとした。(第九条関係)

(四)　政府は、食品ロスの削減に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすることとした。(第一〇条関係)

2　基本方針等

(一)　政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。(第一一条関係)

(二)　都道府県は、基本方針を踏まえ、「都道府県食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないこととした。(第一二条関係)

(三)　市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、「市町村食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないこととした。(第一三条関係)

3　基本的施策

(一)　国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。(第一四条関係)

(二)　国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。以下同じ。）及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとすることとし、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとすることとした。(第一五条関係)

(三)　国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとすることとした。(第一六条関係)

(四)　国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとすることとした。(第一七条関係)

(五)　国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとすることとした。(第一八条関係)

(六)　国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとすることとし、民間の団体が行う当該活動を支援するために必要な施策を講ずるものとすることとし、並びに国は、当該活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとすることとした。(第一九条関係)

4　食品ロス削減推進会議

(一)　内閣府に、基本方針の案を作成するため、並びに食品ロスの削減の推進に関する重要事項について審議し、及び食品ロスの削減に関する施策の実施を推進するため、特別の機関として、食品ロス削減推進会議（以下「会議」という。）を置くこととした。(第二〇条関係)